

令和7年第5回富岡町農業委員会定例総会 令和7年6月16日(月)

開会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長 (佐藤清隆君) 皆さん、おはようございます。定刻より若干早めなのですが、今日出席の予定の方全員おりますので、ただいまから開始します。

開会前に先立ちまして、塙野芳美委員より欠席の届けが出ておりますことを報告いたします。

皆様、改めまして、おはようございます。ただいまから令和7年第5回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は過半数でありますので、富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

○開議の宣告

○議長 (佐藤清隆君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長 (佐藤清隆君) 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりとなっております。

○会議録署名委員の指名

○議長 (佐藤清隆君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

5番 猪狩秀信 委員

6番 渡邊康男 委員

の2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長 (佐藤清隆君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 (佐藤清隆君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議案の一括上程

○議長 (佐藤清隆君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第9号 富岡町農業委員会委員の辞職についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長説明]

○議長（佐藤清隆君） これより審議に入ります。

この件は、本委員会の意見として農業委員の辞職を承認する、または否認するの選択となります。審議の進め方は、先に町の意見を伺い、その後各委員の意見を伺った上で本会の意見をまとめていきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（原田徳仁君） それでは、町の意見を申し上げたいと思います。

町は、何事にも本人の意向を尊重することとしまして、辞職の届出を出した行為を制限することはできないと考えます。

よって、辞職を承認したいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ただいま町の意見が述べられました。

それでは、各委員からの意見を伺いたいと思います。ご意見等ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） ないというようなご発言がありました。

ないようでございますので、採決に入れます。

本案については、辞任を承認または否認の選択となりますので、いずれかに挙手をしてください。

それでは、辞任を承認する委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

よって、農業委員会の意見としては、農業委員の辞職を承認することといたします。

ただいま審議を終えましたけれども、今後の農業委員会の運営に関わることなので、この辞職するまでの取扱いについて事務局長の説明を求めます。

局長。

○事務局長（原田徳仁君） それでは、2つほど申し上げたいと思います。

初めに、答申についてご説明いたします。ただいまの結果を町長に答申いたしまして、本日、町長の判断を仰ぐなどの事務手続を進めたいと考えております。なお、答申の文面でございますが、形式が決まっておりますので、事務局にご一任をいただければと思っております。

2点目です。農業委員会委員の補充について説明いたします。農業委員会に欠員が生じますが、富岡町農業委員会選任に関する規則に基づきまして、補充をせず、9名体制で運営することになることを報告いたします。

以上であります。

○議長（佐藤清隆君） ただいま事務局長説明がありましたが、委員から何か確認しておきたいこと等がありましたらどうぞ。

渡邊委員、どうぞ。

○6番（渡邊康男君） ただいま局長のほうから2点ほど、その2点目のほうですが、補充はしないということで、参考までにその規則、規定といいますか、それはどういうふうに明記されているか、ちょっと参考までにお聞かせいただければというふうに。

○議長（佐藤清隆君） どうぞ。

○事務局長（原田徳仁君） まず、今回に基づいて申し上げますと、農業委員が1名欠員となりましたとなった場合、速やかに補充することが望ましいというのが法に記載されてございます。一方で、富岡でいえば9名ですが、9名で農業委員会の審議のほうが進められるのであれば、すぐに補充しなくともいいですよという部分もうたってあります。規則のほうを申し上げると、農業委員の3分の1以上欠員になった場合は、それはまた公募によって農業委員を補充しなさいというふうになっております。今の段階ですと、9名で当面の間動くことは可能であろうというふうに考えておりますので、欠員の補充はしないというふうになります。

以上であります。

○議長（佐藤清隆君） そのほか皆さんの方から何か確認したいこと等がございましたら。特にはないですね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） それでは、ないようですので、私から皆さんに申し上げます。

今回の発端は、私語が原因と思われます。今後審議進行の妨げになるようなことは厳に慎むように私からお願ひいたします。よろしくお願いします。

[「関連していいですか」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） はい。

○6番（渡邊康男君） ただいま会長のほうから私語は慎むようにというふうなお話がありましたが、

これをもっと徹底してください。そういうことがやられた場合は、会長のほうから、議長のほうから強く指導をしてください。その辺を特にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのようなことが起きましたら、私のほうから強く注意いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に進みます。それでは、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である堀川奈美子推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（堀川奈美子君） 6月6日に事務局2名と会長さんと渡邊康男さんと私の5人で現地調査に行ってまいりました。この部分は、五大の会社名義でということなのですけれども、ちょっと現場に行ってみたときに、前に個人名義でやっていた場所が全然何にもやっていないので、そこもやらないで、今度のところも申請するというのはどうなのかなってその現場に行ったときに思ったので、そのところを皆さんに審議してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊康男さん。

○6番（渡邊康男君） 私も現地調査に立ち会った一人として、ただいま堀川委員から現地調査の報告があったとおりであります。補足しますとすれば、今回の申請は会社名義であると、前回の4月農地パトロールで前回皆さんに報告されましたように、個人の草野仁としての3条で3年前に購入した部分が何もされていないと、つまり原野化されているということから、個人と会社との違いはありますけれども、3条のあれは何もしない中でこれを許可するのはいかがなものかということで、3条の状況を見ながら、またその他のあれで6月9日付で事務局のほうで文書を出しておりますが、それに対する回答等が若干あったようありますけれども、聞くところによれば具体的なのがないというふうにも聞いておりますので、その3条のこの取得をした場所、この状況を見た中のこの5条の許可判断でもよろしいのかなということで、私個人的にはこの案件は賛成できるものではないと、不許可に相当するというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 伊本君。

○事務局係長（伊本和明君）　ただいま渡邊委員よりご意見がありました、草野仁さんからの3条で取得した農地、現在何もされていないことにつきまして、事務局のほうで確認を取っている情報についてご説明いたします。

まず、3条取得のときに取得した農地については、ソルガムを栽培して、それをバイオ燃料として活用するという計画で3条申請で農地を取得されております。こちらの確認の結果、原料となるソルガムの種子の開発が今遅れているということで、まだ作付に至っていないという状況があると。また、販売会社が倒産したので、新たな販売会社を選定しているという情報がありました。ただ、それは相手方の事情ということで、かといって農地をそのまま原野化するようなほったらかし状態というのは認められるものではございませんので、草野さんの意向としては、引き続きソルガムの栽培はしたいという意向はお持ちです。そのため、ソルガムの種子の開発がされた際、速やかに耕作が行えるように、最低でも農地を除草したり、耕起したり、健全な状態に保ち、いつでも栽培ができるような状況にしていただくというようなことをこちらからも伝えまして、相手のほうとしてもそういった農地を適正に管理していくことを約束していただいているということは確認しております。それについての情報提供でございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤清隆君）　渡邊さん。

○6番（渡邊康男君）　今係長から説明ましたが、今回3年の間に事務局のほうにそういう説明もなく、維持管理することもなく、これまで経過したと、3年間。そういうことからして、あまりよろしい話ではないと、今理由いろいろつけられて、いろいろ言われたけれども、そんなことで、はい、分かりましたということで、何回も言うように、この案件が私は許可されるものではないというふうに解釈をしております。

以上です。皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤清隆君）　石井さん。

○9番（石井功君）　この地区の管理が確認された後、もう一度再提出してくださいという指導をしてください。前の3条許可のやつが十分に管理されて、そのバイオ燃料のソルガムだけ、それが確認された後、再提出してくれと、私はそういうふうに思います。

○議長（佐藤清隆君）　そのほかありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君）　ないようですので、一応今回本案件についてを採決したいと思います。よろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君）　以上で質疑はないというふうに認めまして、これより議案第10号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案件を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

[挙手なし]

○議長（佐藤清隆君） 挙手はなしということでありまして、本案は不許可とすることに決しました。

以上で議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了いたします。

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局から何かありますか。

どうぞ。

○事務局主事（木下裕太君） 農地パトロール実施後の対応についてご説明をさせていただきます。

お手元にありますその他（1）、その他（2）が今からお伝えする内容になりますので、御覧ください。先に修正箇所が1点ございます。その他（1）を御覧ください。草野仁様宛てにお送りした文書の中の2番、指導の理由についてですが、こちら営農型発電設備の過去における農地と記載されていますが、ここ、すみません、ちょっと誤りで、ソルガムの大規模栽培を行う予定の農地ということで修正、訂正させていただきます。失礼しました。

前回の農業委員会の際に2か所農地パトロールを行いました、その結果を報告しましたが、今回それぞれの業者様に適正な農地を管理するように指導という形で通知をお送りさせていただきました。今後また農業委員の皆様におかれましては、遊休農地化されている場合は、事務局としても連携を取りながら、積極的に農地パトロールを実施していかなければと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

以上です。

○事務局係長（伊本和明君） 引き続きなのですが、その他のほうに記載していないことでちょっとご連絡がございます。5月の総会のときに、渡邊康男委員よりご意見がありました農地中間管理事業についての勉強会を本総会の閉会後に実施したいと考えております。農作業忙しい時期かと思いますので、皆さん全員の出席ではなく、時間のある方にお残りいただきまして、この場で実施したいと考えております。なお、資料につきましては、こちらA3のカラーで印刷したものが資料となりますので、勉強会に出席できない方については持ち帰りいただき、内容を確認の上、質問等がございましたら後日事務局へ問合せをお願いします。

勉強会の開始につきましては、この後閉会した後に5分間休憩を取らせていただいた後として、座席については現在の座席のまま実施いたしますので、トイレ等がお済みの後は着席の上、開始までお待ちください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤清隆君） その他で何か委員の皆様からございますか。

小坂さん、どうぞ。

○8番（小坂竜也君） 今事務局からその他（1）の指導の理由について説明あったのですけれども、ということはこの営農型発電設備のという理由で、会長印を押して指導の文書を相手方に出したということでおかったでしょうか。

○事務局主事（木下裕太君） そうですね。この文書で会長印を押印してしまいましたので、そこにつきましては電話で相手方には修正させていただきますということでご連絡させていただきたいと思います。

○8番（小坂竜也君） 当然のことなのですが、会長印を押して公文書として出していますので、今後このようなことがあると農業委員会の信用にも関わりますので、十分注意していただきたいなと思います。

○9番（石井 功君） そうなれば、この文書は再提出すべきだよ。公印押したら、そんな電話で連絡なんか駄目よ。

○事務局係長（伊本和明君） まず、事前にお電話で言って、訂正したものを渡します。

○議長（佐藤清隆君） そのほかござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） なければ、本日の総会はここで閉じさせていただきます。

皆様、どうもお忙しい中、ありがとうございました。

閉 会 （午前10時30分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 8 月 18 日

委 員 猪狩 秀信

委 員 渡辺 康男